

危機管理マニュアル

(令和7年9月版)

奥州警察署 0197 (25) 0110 【110】

水沢消防署 0197 (24) 7211 【119】

胆沢病院 0197 (24) 4121 【119】

岩手県立水沢高等学校

目 次

1	緊急対応体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 2
2	災害発生時連絡機関・・・・・・・・・・・・・・・・	P 3
3	報道機関への対応・・・・・・・・・・・・・・・・	P 4
4	学校閉鎖中の災害対応・・・・・・・・・・・・・・・・	P 5
5	授業中の事故・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 6
6	授業中の火災発生・・・・・・・・・・・・・・・・	P 7
7	休日、夜間における火災発生・・・・・・・・・・	P 9
8	在校時の地震発生・・・・・・・・・・・・・・・・	P 10
9	感染症・・・・・・・・・・・・・・・・・・	P 12
10	校外学習時の事件・事故・・・・・・・・・・	P 15
11	登下校中の交通事故・・・・・・・・・・	P 16
12	行方不明（学校管理下）・・・・・・・・・・	P 17
13	家出・行方不明（学校管理下外）・・・・・	P 18
14	不審者への対策・・・・・・・・・・	P 19
15	Jアラート発信時の対応・・・・・・・・・・	P 20

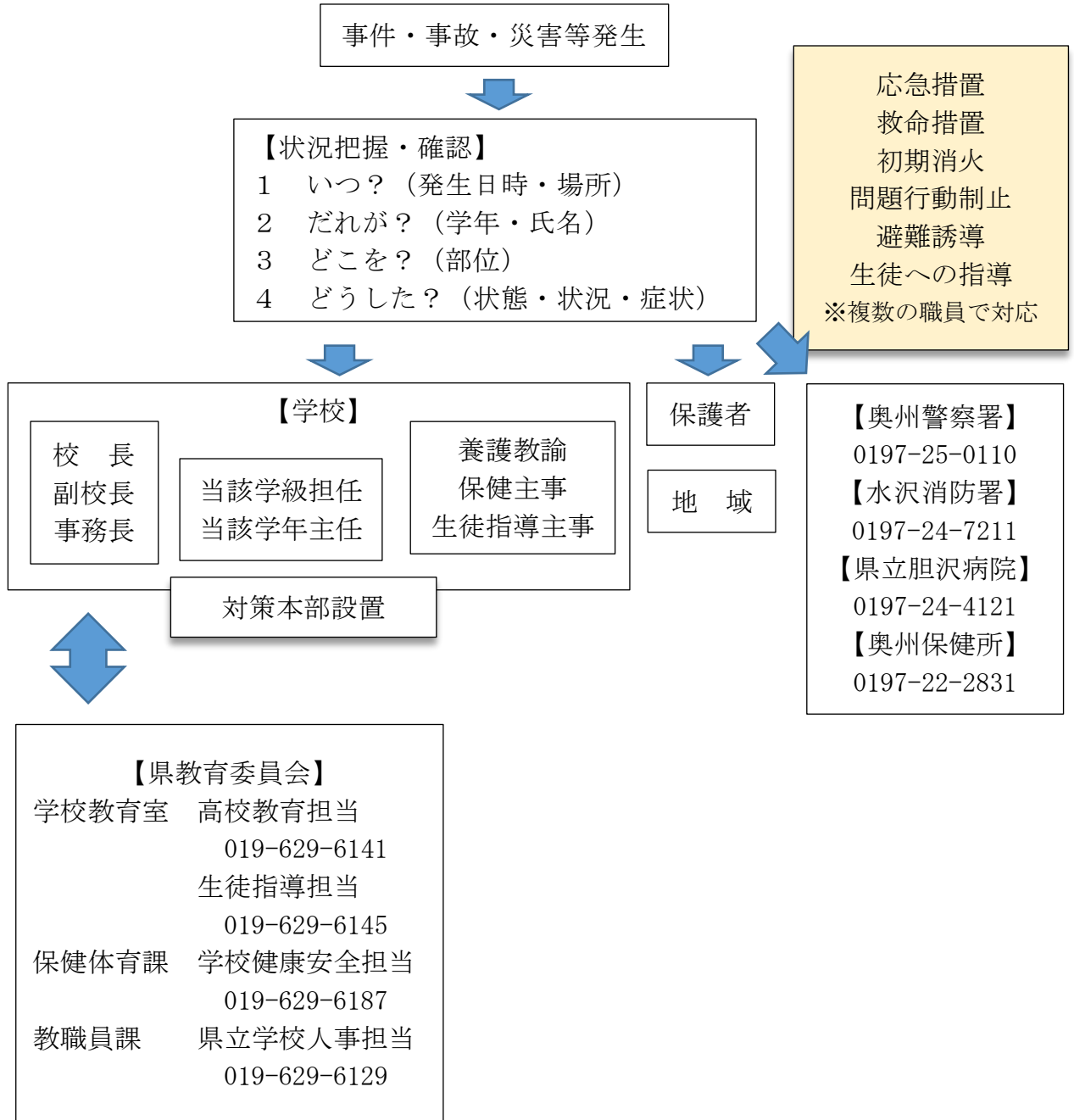
生徒全体への連絡（含学年毎）

→ ラインスクール連絡帳

保護者全体への連絡（含学年毎）

→ ラインスクール連絡帳

1 緊急対応体制



2 災害発生時連絡機関

通報から、水沢高等学校 救急車到着まで、およそ6分です。

<医療機関等連絡 救急車要請 119>

【総合病院】

県立胆沢病院	0197-24-4121	水沢字龍ヶ馬場 61
奥州病院	0197-25-5111	水沢東大通り 1-5-30
総合水沢病院	0197-25-3833	水沢大手町 3-1
国保まごころ病院	0197-46-2121	胆沢南都田字大持 40

【学校医】

内 科	県立胆沢病院	0197-24-4121	水沢字龍ヶ馬場 61
眼 科	鈴木眼科吉小路	0197-22-2522	水沢字吉小路 16
耳鼻科	樋口耳鼻咽喉科医院	0197-23-2034	水沢字不断町 11
歯 科	ちば歯科医院	0197-51-1300	水沢字桜屋敷 420
薬剤師	及川薬局けいとく店	0197-47-4471	水沢佐倉河慶徳 26-2

【その他】

【内】 石川内科循環器クリニック (0197-22-5000)	【内】 さとう内科クリニック (0197-51-1571)
【内】 おおとし消化器整形外科 (0197-24-5131)	【内】 とみた脳神経外科 (0197-22-3000)
【内】 本田胃腸科内科外科 (0197-23-7581)	【整】 佐藤整形外科医院 (0197-25-4101)
【整】 武田整形外科医院 (0197-24-7271)	【婦】 平間産婦人科 (0197-24-6601)
【婦】 見分森丸田クリニック (0197-24-6546)	【心】 さくらクリニック (0197-51-7600)

<警察・消防等への連絡 警察への急報 110>

奥州警察署	0197-25-0110	水沢真城字北塩加羅 37-3
水沢消防署	0197-24-7211	水沢大鐘町 2-16
胆沢分署	0197-46-2441	胆沢小山字小十文字 39-2
奥州保健所 (保健課)	0197-22-2831	水沢大手町 5-5
(企画管理課)	0197-22-2861	

<119番通報に必要な情報は>

火事か救急か？	(例) 救急です。
場所の確認	奥州市水沢字龍ヶ馬場5-1 水沢高校です。
負傷者・病人の 状況、人数、 事故等の様子	○年齢・性別・人数 ○呼吸停止・心臓停止 ○心肺蘇生の有無 ○骨折・出欠の有無 ○意識の有無 ○呼吸・けいれんの状況 ○頭部打撲の有無 ○やけどの有無 など

3 報道機関への対応

1 対応の基本的な考え方

(1) 情報の公開

ア 個人情報については、個人の尊厳や基本的人権を尊重する立場から、プライバシーを最大限保障する必要があるため、特定の個人を識別することができる情報は、個人情報保護条例の趣旨に鑑み、原則として非公開とする。

イ 事件・事故等に関する情報は公開するが、非公開とする場合には、その理由・範囲等について、明確な説明を行うものとする。

(2) 公平な対応

報道機関に情報提供する場合、情報の量・質に差異が生じないように、公平な対応に努める。

2 留意すべき事項

(1) 対応窓口の一本化

報道機関の取材に対しては、校長又はあらかじめ校長から指示を受けた者に窓口を一本化する。

(2) 報道資料の作成

ア 速やかに情報の収集・整理を行い、報道資料を作成する。

イ 報道資料の作成に当たり、関係機関と協議する必要がある事項については、協議を行った後に資料を作成する。

(3) 報道機関への要請

報道機関の取材により現場の混乱が予想される場合は、取材に関し必要な事項を予め文書で報道機関に要請する。また、同文書は県教育委員会を通じて教育記者クラブに提供する。

【具体例】①校地や施設内への立入りに関して

②教職員や生徒への取材に関して

③取材場所や時間に関して

④報道資料の提供（記者会見）予定に関して

(4) 報道機関の取材・報道資料の提供・記者会見

ア 報道機関の取材があった際には、社名、記者名、連絡先を確認のうえ、報道資料の提供又は取材に対応する。また、報道資料は、県教育委員会を通じ教育記者クラブへ提供する。

イ 報道機関への説明を要する場合や多数の報道機関から取材要請がある場合は、必要に応じて記者会見を行う。

ウ 事件等が長期にわたる場合には、定期的な記者会見の場を設定する。

(5) 県教育委員会への支援要請

報道機関の取材が長期化するなど、単独での対応が困難な場合は、県教育委員会に支援を要請する。

4 学校閉鎖中の災害対応（週休日・休日等）

＜大災害発生時の職員行動＞

大災害発生（勤務時間外）

- 自身及び家族等の安全確保
- 二次災害の防止
- メディア等で災害情報の入手

第3号非常配備	震度6強以上の地震発生	全員参集
第2号非常配備	震度6弱の地震発生	校長・副校長・事務長・教務主任・総務主任・生徒指導主事・主任主査参集
第1号非常配備	震度5強の地震発生	校長 副校長 事務長
警戒配備	その他の大災害発生	市内近隣者参集

＜緊急の対応＞

校地内巡回点検	(1)校舎の壁面やガラス窓、非常階段等の建物等の外観に異状はないか (2)周囲の立木に異状はないか (3)学校周辺の環境に異状はないか
校舎機械警備の解除	(1)職員玄関を開錠(玄関キー) (2)機械警備読取機を「機械警備カード」で解除する (3)事務室に入室し、機械警備を解除した旨を警備会社に連絡する (北上ビルマン TEL 0197-71-2110)
校内巡回点検	(1)各室の壁面やガラス窓、落下物、電気機器、水漏れ確認 (2)職員室・理科室・家庭科室・保健室等で水漏れ、薬品庫、ガス漏れ等の異状はないか (3)廊下の壁面やガラス窓に異状はないか
校長への連絡	(1)被害状況・火災発生の有無 (2)重要書類の搬出・類焼危険の有無について指示を受ける。

○可能な限りの学校に関する情報について伝える。

- 1 生徒の保護者への引き渡しについては、二次災害のおそれがある場合は、引き渡しを行わない。引き渡す場合は、生徒個票等を活用し確実に確認する。なお、引き渡す場合は、当該保護者の生徒に限るものとし、保護者と連絡が取れない場合は、避難場所待機させる。

○関係機関との連携

- 1 被災後は、県教委、市町村、警察、消防、医療機関等との連絡体制の確保を図る。
- 2 生徒及びその保護者との連絡が取れない場合の安否確認は、市町村と連携し、避難所等の情報収集や移動手段の確保を行い、家庭や避難所等を訪問し、直接、本人確認をする。
- 3 外部への情報提供は、管理職を窓口とし、情報の一元化を保ち混乱を避ける。

5 授業中の事故

<緊急の対応>

○当該生徒の状況確認	負傷の有無・意識の有無・顔色、呼吸、脈拍等
○救急措置・応急手当	止血、心肺蘇生等 AEDの使用
○二次災害の防止	ガス漏れ、火災発生防止措置
○事故の連絡・応援依頼	校長、副校長、養護教諭、他の職員へ
○当該生徒の搬送	保健室等への搬送、またはその場で手当継続
○救急車の出動要請	119番通報（状況に応じて 管理職の許可不要）
○警察への出動要請	110番通報（必要に応じて 発見者が直接通報）
○他の生徒対応	二次災害防止のための避難誘導
○保護者への連絡	概要報告、希望病院の有無、経過報告
○救急車への対応	進入経路確保、誘導、隊員への状況説明
○当該生徒への付添	救急車同乗、または別車両にて搬送先へ
○病院への説明	事故発生状況の説明、使用した薬品等
○病院への職員派遣	担任等の関係職員、学年、学科
○病院からの情報報告	診断結果、治療内容を聴取し校長へ報告
○学校医への連絡	必要に応じて
○県教委への連絡	校長から口頭報告
○他の生徒への状況説明	必要に応じて

<事故後の対応>

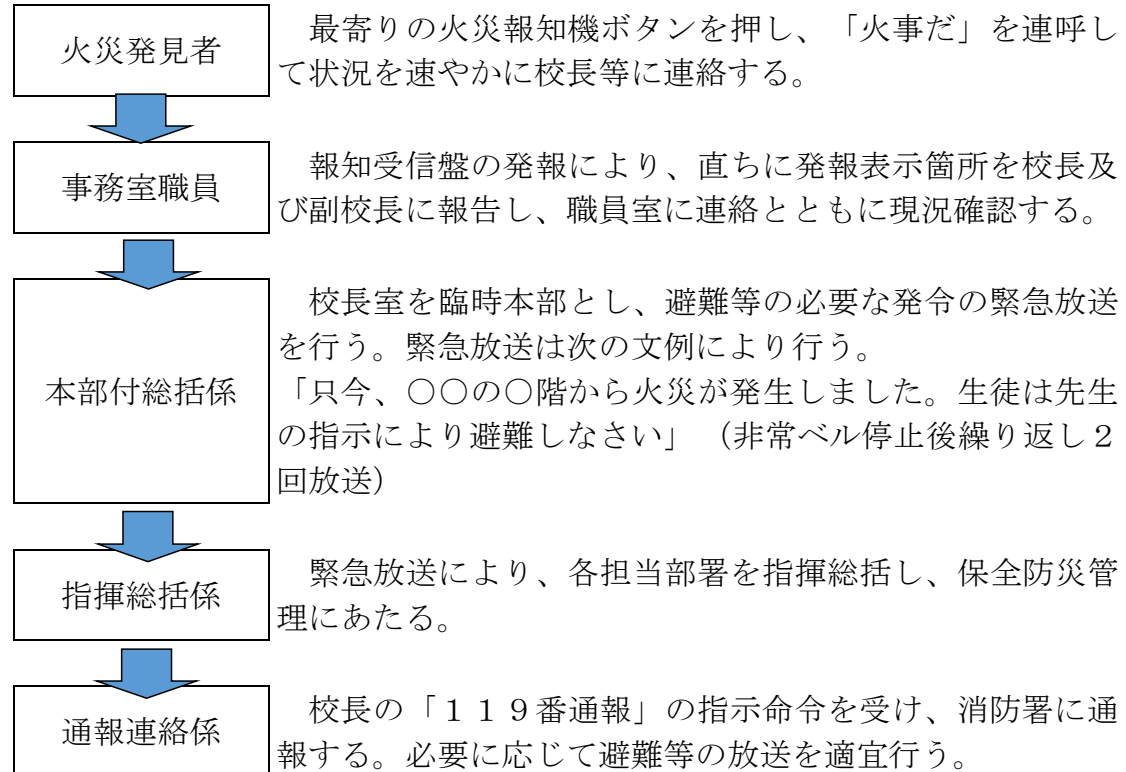
○経緯の把握・記録	職員、現場関係者からの情報収集、医師の診断・治療内容の確認
○県教委への報告	文書報告
○関係機関や報道対応	管理職に対応窓口を一本化する
○該当生徒への見舞い	保護者への説明（治療費、日スポ振替等々の説明）
○職員会議の開催	職員へ概況説明、共通理解を図る
○保護者説明会の開催	必要に応じて（PTA説明会等）
○全校集会の開催	必要に応じて（混乱防止の配慮）
○地域住民への対応	必要に応じて
○精神的ケア対応	必要に応じて教育相談、カウンセラー面談

<長期の対応>

○原因・問題点の把握	反省点・改善点を確認し、職員の共通認識を図る
○再発防止の取り組み	事故防止策や安全点検の見直しを行う。

6 授業中の火災発生

1 火災発見から通報まで



2 校内出火の避難誘導

- (1) 授業担当者は、直ちに授業を中止し、緊急放送を静かに聞くように、生徒に指示をする。
- (2) 避難方法及び避難経路等は、原則として次による。
 - ア 校内出火の場合は出火場所にかかわらず、生徒を屋外に避難させる。
 - イ 授業担当者は生徒の最後部に位置し避難する。
 - ウ 火災発生階より上層階にいる場合は、発生場所の反対側階段から避難する。
 - エ 火災発生階より下層階にいる場合は、屋内階段から避難する。
 - オ 移動の時は「押さない」「走らない」「話さない」「戻らない」を励行させる。
 - カ ハンカチ等を口に当てるよう指示をし、煙を吸わないようにする。
 - キ 屋外は駆足で行動し、整列後は人員確認点呼を行い本部に報告する。

3 休憩中の校内出火の避難誘導

学級担任は、自分の HR 教室等に直行し、生徒の緊急の指導にあたる。

ー以下、授業中の行動に準じて行うー

4 各係職員の対応

(1) 自衛消防防災対策本部設置

ア 校庭の安全かつ生徒全体を把握できる位置に設置し、必要な指揮連絡を総括する。

イ 防火対象物配置台帳及び在籍在校生徒名簿等の関係書類を準備し、指揮命令及び消防隊に対する情報提供体制を確立する。

(2) 自衛消防防災本部の活動

ア 緊急放送に基づく生徒全員の避難状況を確認する。

イ 未確認者がいる場合、搜索を指令する。

(探索班長を学級担任として関係者数名で編成する。)

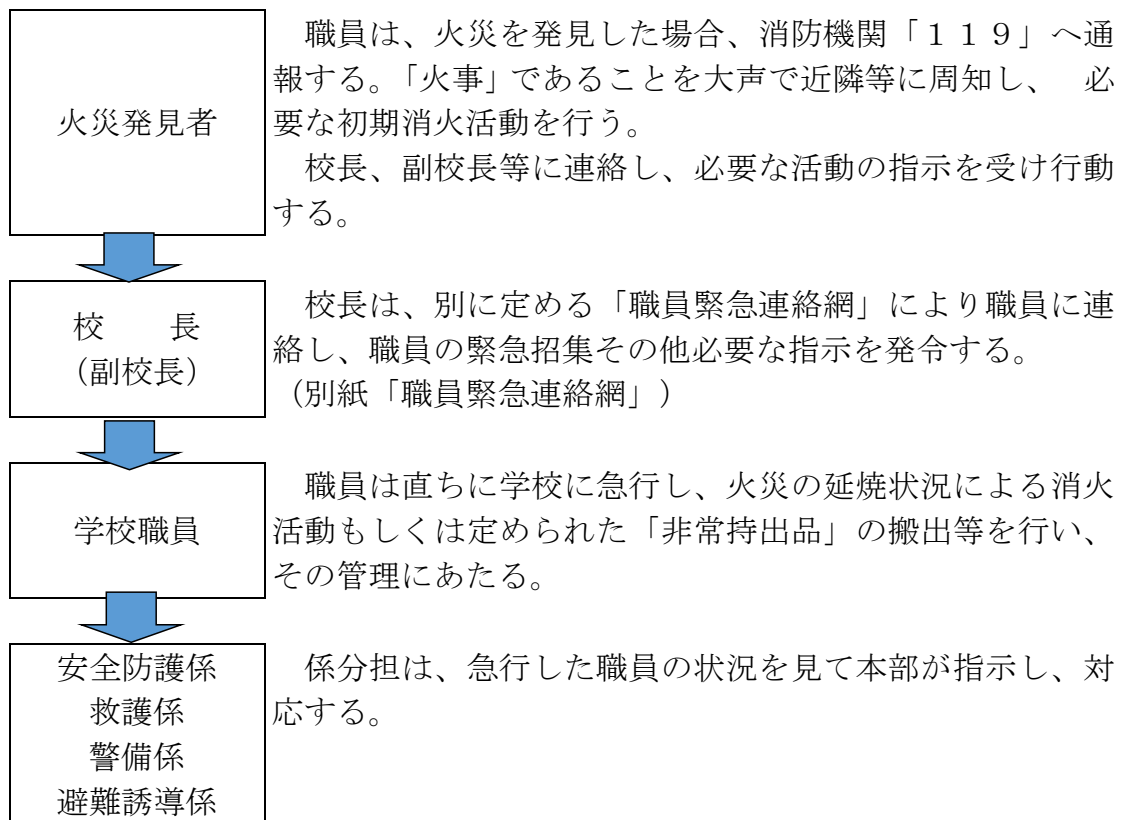
ウ 火災の状況に応じ、非常持ち出しの指令を発令、または自衛消防班長を総括し、生徒の避難方法その他に関する事項について指揮する。

(3) 上記以外の各係消防防災活動

班 名	活 動 内 容
通報連絡係	本部からの指示を各係、教職員・生徒等に伝達するとともに、本部の指示を受けて通報・連絡にあたる。
避難誘導係	災害の発生と同時に非常口を開放し、階段、廊下等での混乱を未然に防止するとともに、避難器具の操作を行うほか、生徒を誘導して迅速な避難をさせる。また、避難器具等の操作を行って避難をさせる。
消火係	出火場所に急行し、屋内消火栓及び消火器等を用いて初期消火活動に従事し、消防隊の到着後はその指示に従う。
搬出係	本部の指示する重要書類や非常持出物品をあらかじめ指示された場所へ搬出するとともに、搬出物品の管理にあたる。
救護係	負傷者の救護及び救急車への移送等にあたる。
救助係	校舎等建築物内の残留者や負傷者の発見、救出にあたる。
警備係	盗難等の防止にあたりとともに、学校付近の交通路を確保して消防車・救援隊の誘導案内にあたる。
安全防護係	電気・ガス・危険物施設の安全措置を行い、地震等での二次災害を防止するとともに、電気・ガス・水道等の供給を確保するよう必要な措置を講ずる。
被災者係	校外からの被災者の受入が必要となったとき、被災者を指定のグラウンド等に円滑に受入れ、必要に応じて救援活動にあたる。 なお、この受入体制等については、奥州市と協議して、別に定める。

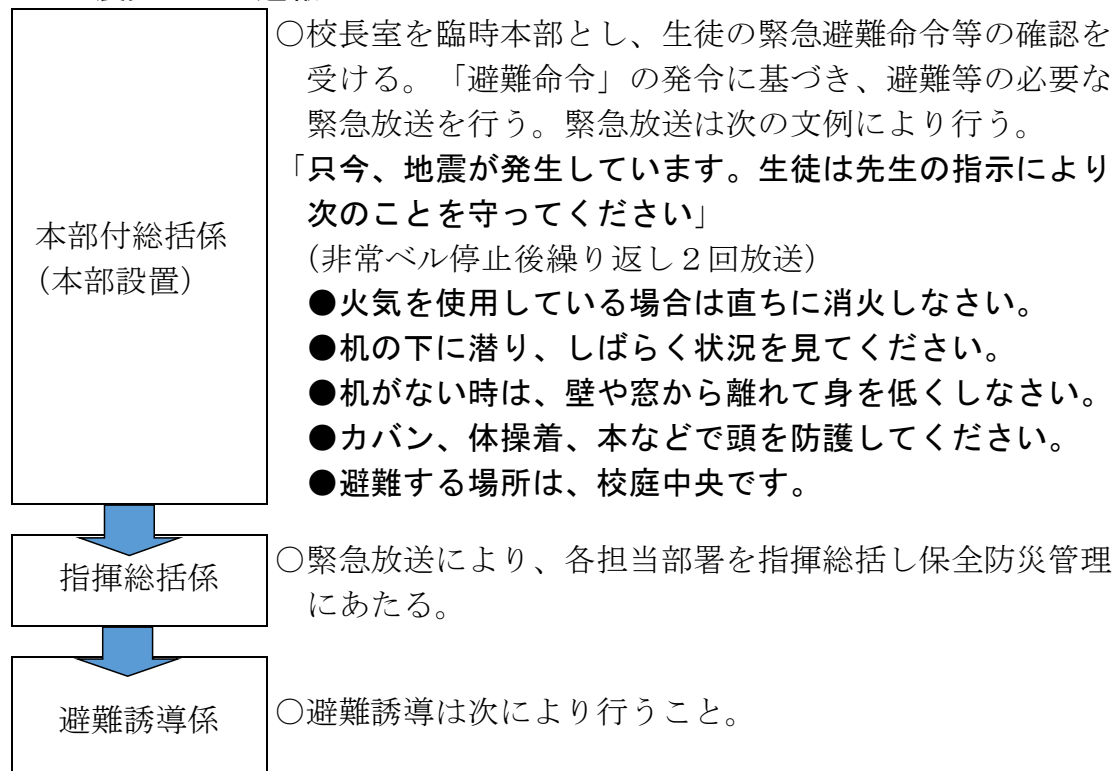
(水沢高等学校消防計画による係)

7 休日、夜間における火災発生



8 在校時の地震発生

1 地震発生から通報まで



2 授業中の地震の避難誘導

- (1) 授業担当者は、直ちに授業を中止し、出口を確保し、緊急放送を静かに聞くように、生徒に指示をする。
- (2) 避難方法及び避難経路等は、原則として次による。
 - ア 屋外への「避難命令」を受けた場合は、必要な防護措置（上履をしっかり履かせる、走らない、押さない等）をとらせ避難路に従い避難開始する。
 - イ 校庭に避難完了後は、速やかに人員確認と点呼を行い、異常の有無を本部に報告する。
 - ウ 不明の生徒がいる場合は、震度の状況を見て救助係と探索救助にあたる。
 - エ 震動鎮静後は、本部の指示により必要な作業救助を行う。

3 休憩中の地震発生の避難誘導

学級担任は震動鎮静後に、自教室等に直行し生徒の緊急の指導にあたる。

ー以下、授業中の行動に準じて行うー

4 避難後の防災体制の確立

(1) 防災対策本部設置

校内の安全かつ生徒全体を把握できる位置に設置し、必要な指揮連絡を総括する。

(2) 防災本部の活動

ア 負傷者がいる場合は、迅速な救護活動を開始する。

イ 停電時の場合は、電源の確保を図る（自家発電機等）。

ウ 通信手段を確保を図るとともに、状況把握のための情報収集を図る。

（ラジオ、電話、災害用伝言サービス、Teams、ラインスクール連絡帳）

エ 通学区域における通学路、交通機関の運行状況等の確認と情報収集を行う。

オ 建物から離れた位置から被災状況を目視し、危険箇所がある場合は直ちに立ち入り禁止措置を図る。

カ 生徒の保護者へ状況を速やかに連絡する。その際は、その時点で提供可能な限りの学校に関する情報について伝える。

キ 生徒の保護者への引き渡しについては、二次災害のおそれがある場合は、引き渡しを行わない。引き渡す場合は、生徒個票等を活用して確実に確認する。

なお、引き渡す場合は、当該保護者の生徒に限るものとし、保護者と連絡が取れない場合は、避難場所で待機させる。

(3) 関係機関との連携

ア 被災後は、県教委、市町村、警察、消防、医療機関等との連絡体制の確保を図る。

イ 生徒及びその保護者との連絡が取り内場合の安否の確認は、市町村と連携し、避難所等の情報収集や移動手段の確保を行い、家庭や避難所等を訪問し、直接、本人確認をする。

ウ 外部へ情報を提供する場合は、管理職を窓口とし、情報の一元化を保ち混乱を避ける。

9 感染症

1 集団発生時の対応

(1) 罹患状況の把握

罹患状況や欠席・遅刻・早退等の状況を各HRで担任が調査する。集約は保健主事及び養護教諭が行い、随時、副校長へ報告する。

(2) 地域内の発生状況の把握

保健主事及び養護教諭は、地域の発生・流行状況等を把握し、随時、副校長に報告する。

(3) 受診指導

罹患したと思われる生徒には、速やかに医療機関の受診を勧める。また、他の生徒と接触させないように対応する。

(4) 出席停止の措置

医療機関で感染症の診断を受けた場合は、発症日にさかのぼって出席停止とする。

(5) 臨時休校の措置

校長は次の場合、臨時休校（学校・学年・学級閉鎖）の措置を講ずる。

ア 欠席者数が学級・学年・学校の2割程度となった場合。

ただし、感染症の種類によっては1割、または1人でも休校の措置を講ずる場合がある。

イ 学級・学年、学校の罹患者数が急激に増加した場合。

ウ 地域で感染が拡大している場合。

(6) 生徒の家庭への連絡

臨時休校の措置や期間、罹患状況等は文書又は一斉配信メールにて各家庭に連絡する。

(7) 学校医への連絡

臨時休校の措置を講ずる場合は、学校医の指導助言を受ける。

(8) 学校保健委員会の開催

必要に応じて委員会を開催し、現状の把握と対策を検討する。

(9) 関係機関への報告・連携

臨時休校の措置を講ずる場合は、副校長が県教育委員会と保健所に直ちに第一報を入れる。その後、保健主事または養護教諭が期限までに報告書をFAXする。

(10) 情報の一元化

県保健福祉部医療政策室（感染症担当）を窓口とする。（報道機関への対応）

2 学校で予防すべき感染症の種類

分類	感染症の種類	出席停止期間の基準
第一種	エボラ出血熱	治癒するまで
	クリミア・コンゴ出血熱	
	疱そう	
	南米出血熱	
	ペスト	
	マールブルグ病	
	ラッサ熱	
	急性灰白髄炎	
	ジフテリア	
	重症急性呼吸器症候群（SARS）	
	中東呼吸器症候群（MERS）	
	特定鳥インフルエンザ	
第二種	インフルエンザ	発症後 5 日経過かつ解熱後 2 日経過するまで
	新型コロナウイルス感染症	発症した後 5 日を経過しかつ症状が軽快した後 1 日を経過するまで
	百日咳	特有の咳が消失、または、5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
	麻疹	解熱後 3 日を経過するまで
	流行性耳下腺炎	耳下腺、顎下腺、舌下腺の腫脹が発現した後 5 日経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
	風しん	発しんが消失するまで
	水痘	すべての発しんが痂皮化するまで
	喉頭結膜熱	主要症状が消退後 2 日経過するまで
	結核	病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで
	髄膜炎菌性髄膜炎	
第三種	コレラ	
	細菌性赤痢	
	腸管出血性大腸菌感染症	
	腸チフス	
	パラチフス	
	流行性角結膜炎	
	急性出血性結膜炎	
	その他の感染症	

(1) 出席停止の手続き

ア 学校感染症（疑い含む）の連絡を受けた場合は、発症日・受診日・診断名、医師の指示内容等を確認し、保健主事または養護教諭に報告する。

イ 登校再開後、「学校感染症報告書」に保護者が記入し、医療機関の領収書または診療明細書と薬の説明書のコピーを添付して提出する。

ウ 他の生徒への感染を防止するため、医師の指示を遵守し、自己判断で療養の中断や登校をしないよう指導する。

(2) 関係機関への報告・連携

ア 麻しんまたは結核については、1人でも罹患者が出た時点で県教育委員会と保健所に第一報を入れ、その後の対応について指示を受ける。

イ とくに指示のない場合は、感染症情報システムに入力し県教育委員会に報告する。

10 校外学習時の事件・事故（含修学旅行）

<緊急の対応>

○当該生徒の状況確認	負傷の有無・意識の有無・顔色、呼吸、脈拍等
○救急措置・応急手当	止血、心肺蘇生等 AEDの使用
○二次災害の防止	事故・事件の継続を防止する措置
○応援依頼	他の職員・周囲の人にも依頼する。
○救急車の出動要請	119番通報（状況に応じて 管理職の許可不要）
○学校への連絡・応援依頼	校長へ事故発生状況等を報告する。必要がある場合は職員の応援を依頼する。
○警察への出動要請	110番通報（必要に応じて 発見者が直接通報）
○他の生徒対応	二次被害の恐れがある場合は避難誘導。救急活動に支障がないように移動指示。
○救急車への対応	進入経路確保、誘導、隊員への状況説明。
○当該生徒への付添	救急車同乗、または別車両にて搬送先へ。
○病院への説明	事故発生状況の説明、使用した薬品等。
○病院への職員派遣	担任等の関係職員、学年、学科
○病院からの情報報告	診断結果、治療内容を聴取し校長へ報告。
○保護者への連絡	事故概要の説明、該当生徒の状況等。
○学校医への連絡	必要に応じて
○県教委への連絡	校長から口頭報告
○他の生徒への状況説明	必要に応じて

<事後の対応>

○経緯の把握・記録	職員、現場関係者からの情報収集、医師の診断・治療内容の確認
○県教委への報告	文書報告
○関係機関や報道対応	管理職に対応窓口を一本化する
○該当生徒への見舞い	保護者への説明（治療費、日スポ振替等々の説明）
○職員会議の開催	職員へ概況説明、共通理解を図る
○保護者説明会の開催	必要に応じて（PTA説明会等）
○全校集会の開催	必要に応じて（混乱防止の配慮）
○地域住民への対応	必要に応じて
○精神的ケア対応	必要に応じて教育相談、カウンセラー面談

<長期の対応>

○原因・問題点の把握	反省点・改善点を確認し、職員の共通認識を図る
○再発防止の取り組み	事故防止策や安全点検の見直しを行う。

11 登下校中の交通事故

<緊急の対応>

○事故の報告	通報を受けた職員は速やかに校長へ報告。
○現場への職員派遣	校長は2名以上の職員を派遣する。
○救急車・警察への 通報確認	通報していない場合は速やかに通報する。
○二次災害の防止	事故・事件の継続を防止する措置
○被害生徒の状況確認	負傷の有無・意識の有無・顔色、呼吸、脈拍等
○救急措置・応急手当	止血、心肺蘇生等 AEDの使用（付近にあれば）
○応援依頼	他の職員・周囲の人にも依頼する。
○救急車・警察への対応	進入経路確保、誘導、隊員への状況説明。
○他の生徒対応	二次被害の恐れがある場合は避難誘導。救急活動に支障がないように移動指示。
○当該生徒への付添	救急車同乗、または別車両にて搬送先へ。
○情報収集及び指導	職員1名は現場で加害者、目撃者等を確認し情報収集を行う。また、事故を目撃した生徒がいる場合は生徒の動揺を収めるよう努める。
○現場検証立ち会い	警察官が現場に到着するまで現場保存に努め、その後、警察官の現場検証に立ち会う
○病院への説明	事故発生状況の説明、応急措置等。
○学校への連絡・応援依頼	校長へ事故発生状況等を報告する。必要がある場合は職員の応援を依頼する。
○保護者への連絡	事故概要の説明、該当生徒の状況、搬送先病院等の連絡等。（事実のみ説明）
○病院への職員派遣	進入経路確保、誘導、隊員への状況説明。
○病院からの情報報告	医師からの負傷の程度、診断結果、治療内容等を聴取し、校長へ報告する。
○学校医への連絡	必要に応じて
○県教委への連絡	校長から口頭報告
○他の生徒への状況説明	必要に応じて

<事後の対応>

○経緯の把握・記録	職員、現場関係者・生徒等からの情報収集、医師の診断・治療内容の確認
○県教委への報告	文書報告
○関係機関や報道対応	管理職に対応窓口を一本化する
○警察との連携	事件・事故関係者に関する情報の収集
○該当生徒への見舞い	保護者への説明（治療費、日スポ振替等々の説明）

○職員会議の開催	職員へ概況説明、共通理解を図る
○保護者説明会の開催	必要に応じて（P T A説明会等）
○全校集会の開催	必要に応じて（混乱防止の配慮）
○地域住民への対応	必要に応じて
○精神的ケア対応	必要に応じて教育相談、カウンセラー面談

<長期の対応>

○原因・問題点の把握	反省点・改善点を確認し、職員の共通認識を図る
○再発防止の取り組み	事故防止策や安全点検の見直しを行う。

12 行方不明(学校管理下)

<緊急の対応>

○事故の報告	通報を受けた職員は速やかに校長へ報告。
○当該生徒の情報収集	副校長が所在が確認できた最終時期、不明時の服装・履物等を確認する。
○本部の設置	生徒指導主事が、校内放送にて生徒掌握以外の職員を職員室に招集し、校長室に本部を設置する。
○校内搜索（一次）	本部で状況確認の上、校長が校内搜索を指示する。
○校地内搜索（二次）	校内放送で学校敷地内搜索を指示する。
○校外搜索（三次）	本部に職員を招集し、校外搜索に切り替える。 （子供110やタクシー会社にも確認）
○職員会議の開催	事故の状況について報告し、職員間の共通理解を図る。
○外部依頼	未発見状況が続く場合は、警察に搜索願を提出し、市防災無線にも連絡する。
○他の生徒指導	興味本位になったり、動揺しないように慎重に対応する。
○県教委への報告	事故の発生を口頭で報告する。

<事後の対応>

○原因の特定	原因の特定を行う
○職員会議の開催	全職員へ事故の概況を説明し、共通理解を図り、再発防止に努める。
○保護者説明会の開催	必要に応じて（P T A説明会等）
○全校集会の開催	必要に応じて（混乱防止の配慮）
○地域住民への対応	必要に応じて
○精神的ケア対応	当該生徒及び周囲の生徒を対象に教育相談、カウンセラー面談を実施する。

<長期の対応>

○原因・問題点の把握	反省点・改善点を確認し、職員の共通認識を図る
○再発防止の取り組み	事故防止策や安全点検の見直しを行う。

13 家出・行方不明(学校管理下外)

<緊急の対応>

○事故の報告	通報を受けた職員は速やかに校長へ報告。
○当該生徒の情報収集	家族に関する状況、学校説かつ全般、交友関係、原因等
○家族からの事情聴取	家庭生活の状況、交友関係等
○家庭訪問と自宅の搜索	保護者の承諾の元に、手がかりとなる物等を祖
○関係機関からの情報収集	警察、交通機関、宿泊施設、交友関係
○生徒指導委員会等の開催	関係者による原因の特定、今後の対応を協議し、校長の指示を受ける
○職員会議の開催	事故の状況について報告し、職員間の共通理解を図る。(秘密の保持に配慮)
○搜索願の提出	搜索願の提出を保護者が行う。
○警察との連携	必要に応じて、保護者とともに職員も出向く
○不明生徒の搜索	警察・補導センター等と連携し、予想される場所を特定し、複数での搜索をする。
○不明生徒の身柄確保	複数名で当該生徒の身柄を確保し、保護者に確実に引き渡す(必要により警察へ通報)
○他の生徒指導	興味本位になったり、動揺したりしないように慎重に対応する。
○県教委への報告	事故の発生を口頭で報告する。

<事後の対応>

○原因の特定	他者の関与や非行との関連等を確認し、原因の特定を行う(日本赤十字振興センターへの手続き、治療費等)
○再発の防止	家で原因の除去または緩和
○精神的ケア対応	当該生徒及び周囲の生徒を対象に教育相談、カウンセラー面談を実施する。
○県教委への報告	必要に応じて文書で報告する。

<長期の対応>

○原因・問題点の把握	反省点・改善点を確認し、職員の共通認識を図る
○再発防止の取り組み	事故防止策や安全点検の見直しを行う。

14 不審者への対策

＜校門～校舎の入り口（職員玄関）まで＞

○校地内に入った者に対し、不自然な動きがないか見る。	声をかけ、用務先を聞く。 例「どちらに御用ですか」
----------------------------	------------------------------

＜校舎の入り口において 事務室対応＞

○氏名・会社名（組織名）等の記入	氏名等を略さず正確に記入させる。
○「来校者」札の着用	来校札の着用を確認する。
○事務室職員による口頭確認	用件が正当なものか、学校側の対応者が誰なのか確認する。保護者の場合、生徒の氏名、学年、組の確認をする。

＜不審者と思われる場合の対応＞

○原則、複数の教職員で対応する。	相手の態度に注意しながら、退去するように丁寧に説得する。「刺叉」を持った教職員が待機。
○退去に応じない場合は不審者とみなし110番通報をする。	教室等に近づけないよう、場合によっては刺叉を使用する。

＜日常の対応＞

○校内巡回	校長、副校長は随時校内巡視を行う。
-------	-------------------

15 Jアラート発信時の対応

北朝鮮から弾道ミサイルが発射されたことを受け、Jアラート（全国瞬時緊急システム）により屋内避難等と呼びかける緊急情報が入った場合の対応について、以下のとおりとする。

1 危機発生時の対応

※弾道ミサイルが日本の領土・領海に落下した場合は、②～⑤の対応も必要となる。

（1）対応措置

【共通事項】

ア Jアラートにより緊急避難情報が発信された場合、教職員及び児童生徒は、Jアラートの内容を確認の上、状況に応じて直ちに次の①～③の行動をとる。

- ① 近くの建物の中、又は地下などに避難する。
- ② 近くに適当な建物等がない場合は、物陰に身を隠すか地面に伏せ、頭部を守る。
- ③ できるだけ窓から離れ、できれば窓のない部屋に移動する。

イ 教職員及び生徒は、Jアラートにより避難指示が解除（弾道ミサイルの通過又は領海外の海域への落下等が発信）されるまで上記①～③の行動を継続する。

【Jアラートにより緊急情報が発信された場合の対応】

区分	生徒の状況	Jアラートの内容		
		ミサイル発射 【避難開始】	ミサイルが通過又は 日本の領海外に落下 【避難解除】	ミサイルが日本の 領土・領海に落下 【避難継続】
登校前・登下校中	登校前 （自宅にいる場合等）	教職員及び生徒は、自宅待機し、状況に応じて上記①②③の行動をとる。	校長は、休業や始業時間の繰り下げ等を行う場合、教職員及び生徒に周知する。	教職員及び生徒は、国や県、市町村からの指示に従い行動する。
	登下校中	・生徒は、状況に応じて、上記①②③の行動をとる。 ・生徒は、電車やバス等の公共交通機関に乗りしている場合は、運転手等の指示に従う。	生徒は、周囲の状況を確認し、登校を再開する。	・生徒は、国や県、市町村からの指示に従い行動する。 ・上記の指示がない場合、生徒は、自宅又は学校のいずれか近いほうに避難する。

区分	生徒の状況	Jアラートの内容		
		ミサイル発射 【避難開始】	ミサイルが通過又は 日本の領海外に落下 【避難解除】	ミサイルが日本の 領土・領海に落下 【避難継続】
登校後	校舎内	教職員は、状況に応じて、上記 ①③ の行動をとるよう生徒を誘導する。	・教職員は、生徒に避難を終了し、授業を再開することを周知する。 ・教職員は、生徒に不審な物を発見した場合は、近寄らず、直ちに連絡するよう周知する。	・教職員及び生徒は、国や県、市町村からの指示に従い行動する。 ・屋内にいる場合、教職員は、市町村等から指示があるまでより安全な場所に避難するよう生徒を誘導する。
	校舎外 (校庭等で活動している場合等)	教職員は、状況に応じて、上記 ①②③ の行動をとるよう生徒を誘導する。		・屋外で避難している場合、教職員は、市町村等から指示があるまでの間、屋内に避難するよう生徒を誘導する。
その他	帰宅後、週休日等	教職員及び生徒は、状況に応じて、上記 ①②③ の行動をとる。		教職員及び生徒は、国や県、市町村からの指示に従い行動する。

(2) 関係機関との連携

- ア 各自治体、警察、消防等との連携を図るとともに救急体制の整備を図る。
- イ 関係機関との連絡は、電子メールやファックス等を活用し、速やかに伝達する。

(3) 情報の収集と一元化（報道機関への対応）

- ア 速やかな情報の伝達と、指揮系統の確認をする。
- イ 報道機関とも連携を図り、確実な情報の把握に努める。

(4) 教育委員会及び保護者等への連絡報告

- ア 教育委員会及び保護者等へ、速やかに連絡できる体制を確保する。
- イ 生徒の保護者への引渡しについて国や県から避難指示が継続している間は、原則引渡しは行わない。
- ウ 避難指示が解除され、生徒を引き渡す場合は、確実に確認する。なお、引き渡す生徒は、当該保護者の子どもに限るものとし、家族と連絡がとれない場合は、避難場所で待機させる。

(5) 被害状況の把握

- ア 生徒の被害及び学校施設・設備等財産上の被害がないか確認する。

2 危機終息後の対応

- (1) 生徒に対し、不審な物を発見した場合は、近寄らず、直ちに教職員に連絡するよう周知する。
- (2) 関係機関等から、被害状況等の情報を収集する。
- (3) 早期に授業や業務が再開できるよう、復旧及び支援等の対応策を検討し実行する。
- (4) 必要に応じて、医師等関係機関との連携を図り、生徒の心のケアに対応する。
- (5) 生徒の避難及び対応が適切になされたかを検証し、必要に応じて見直しを行う。

3 危機の予防対策

- (1) 学校安全計画・学校危機管理マニュアル等の見直し
 - ア あらかじめ校舎内の避難場所を指定するなど、学校の実態に即した学校安全計画等となるよう見直しを行う。
 - イ 学校安全計画等の見直しは自治体の国民保護計画や教育委員会が発出する弾道ミサイル発射に係る対応通知等を踏まえ、教職員や生徒が状況に応じた対応ができるよう留意する。
 - ウ 事前に連絡体制及び役割分担を定めるなど、非常時において確実な対応ができる体制を構築する。
- (2) 安全確保の方策等の共通理解
 - ア 学校安全計画等及び上記「危機発生時の対応」の「① 対応措置」を踏まえ、
 - イ 生徒の避難場所や避難誘導等の安全確保の方策等について全教職員の共通理解を図る。
- (3) 生徒に対する安全指導
 - ア 生徒が適切に行動できるよう指導するとともに、保護者に対しても生徒への指導内容を周知する。なお、生徒及び保護者に対しては、必要以上に不安にさせることがないよう十分配慮する。
- (4) その他の予防対策
 - ア 自治体の危機管理部局と連携した避難訓練を推進するなど、実態に即した安全指導を行う。
 - イ 臨時休業の取扱いについては、状況に応じて学校長が判断するが、判断の遅れがないよう事前に対応を検討する。
 - ウ 不断に関係省庁等からの情報の把握に努める。